

第 1 号議案

## 平成29年度静岡県一般会計予算

平成29年度静岡県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,205,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(県 債)

第 3 条 法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

(一時借入金)

第 4 条 法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円とする。

(歳出予算の流用)

第 5 条 法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

## 第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県税		482,000,000
	1 県民税	164,218,000
	2 事業税	117,031,000
	3 地方消費税	85,625,000
	4 不動産取得税	10,957,000
	5 県たばこ税	4,061,000
	6 ゴルフ場利用税	2,621,000
	7 自動車取得税	5,625,000
	8 軽油引取税	36,868,000
	9 自動車税	53,707,000
	10 鉱区税	4,000
	11 核燃料税	1,240,000
	12 狩猟税	41,000
	13 旧法による税	2,000
2 地方消費税清算金		137,067,000
	1 地方消費税清算金	137,067,000
3 地方譲与税		61,000,000
	1 地方法人特別譲与税	58,372,000
	2 地方揮発油譲与税	2,449,000

	3 石油ガス譲与税	151,000
	4 地方道路譲与税	1,000
	5 航空機燃料譲与税	27,000
4 地方特例交付金	1 地方特例交付金	1,854,000
5 地方交付税	1 地方交付税	137,500,000
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	1,100,000
7 分担金及び負担金	1 負担金	3,109,294
8 使用料及び手数料	1 使用料	16,889,835
	2 手数料	10,998,992
	3 証紙収入	350,843
9 国庫支出金	3 証紙収入	5,540,000
	1 国庫負担金	118,405,450
	2 国庫補助金	42,492,321
	3 委託金	72,273,437
10 財産収入	3 委託金	3,639,692
	1 財産運用収入	2,320,172
		1,014,779

	2 財産売却収入	1,305,393
1 1 寄附金		124,900
	1 寄附金	124,900
1 2 繰入金		70,913,697
	1 特別会計繰入金	625,710
	2 基金繰入金	70,287,987
1 3 繰越金		3,000,000
	1 繰越金	3,000,000
1 4 諸収入		23,121,652
	1 延滞金、加算金及び過料等	794,440
	2 預金利子	200
	3 貸付金元利収入	1,912,767
	4 受託事業収入	975,785
	5 収益事業収入	6,905,000
	6 雑入	12,533,460
1 5 県債		147,394,000
	1 県債	147,394,000
歳 入 合 計		1,205,800,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費	1 議会費	2,014,026
		2,014,026
2 危機管理費	1 危機管理費	7,100,745
		7,100,745
3 経営管理費		35,751,210
	1 知事戦略・地域外交費	2,523,650
	2 経営管理費	17,419,751
	3 徴税費	8,525,046
	4 地域振興費	1,820,119
	5 選挙費	1,408,702
	6 情報統計費	1,704,624
	7 出納費	1,862,368
	8 人事委員会費	225,381
	9 監査委員費	261,569
4 暮らし・環境費		10,434,189
	1 暮らし・環境費	2,531,515
	2 県民生活費	762,553
	3 建築住宅費	2,667,184
	4 環境費	4,472,937

5 文化・観光費	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 文化・観光費</li> <li>2 文化費</li> <li>3 スポーツ費</li> <li>4 観光交流費</li> <li>5 空港振興費</li> </ul>	<p style="text-align: right;">15,675,068</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;">2,639,578</li> <li style="text-align: right;">5,284,499</li> <li style="text-align: right;">1,540,806</li> <li style="text-align: right;">1,965,792</li> <li style="text-align: right;">4,244,393</li> </ul>
6 健康福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 健康福祉費</li> <li>2 福祉長寿費</li> <li>3 こども未来費</li> <li>4 障害者支援費</li> <li>5 医療健康費</li> <li>6 生活衛生費</li> </ul>	<p style="text-align: right;">237,251,134</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;">10,150,203</li> <li style="text-align: right;">54,727,599</li> <li style="text-align: right;">36,862,429</li> <li style="text-align: right;">19,786,155</li> <li style="text-align: right;">115,288,240</li> <li style="text-align: right;">436,508</li> </ul>
7 経済産業費	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 経済産業費</li> <li>2 産業革新費</li> <li>3 就業支援費</li> <li>4 商工業費</li> <li>5 農業費</li> <li>6 森林・林業費</li> <li>7 水産業費</li> <li>8 労働委員会費</li> </ul>	<p style="text-align: right;">48,735,263</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: right;">13,019,430</li> <li style="text-align: right;">5,821,374</li> <li style="text-align: right;">2,044,421</li> <li style="text-align: right;">12,805,635</li> <li style="text-align: right;">4,531,742</li> <li style="text-align: right;">9,161,124</li> <li style="text-align: right;">1,246,156</li> <li style="text-align: right;">105,381</li> </ul>
8 交通基盤費		<p style="text-align: right;">123,442,154</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 交通基盤管理費</li> <li>2 建設支援費</li> <li>3 道路費</li> <li>4 河川砂防費</li> <li>5 港湾費</li> <li>6 都市費</li> <li>7 農地費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9,158,159</li> <li>88,146</li> <li>40,676,868</li> <li>37,985,296</li> <li>9,080,489</li> <li>12,679,556</li> <li>13,773,640</li> </ul>
9 警察費	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察管理費</li> <li>2 警察活動費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>78,095,038</li> <li>75,105,260</li> <li>2,989,778</li> </ul>
10 教育費	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 総合教育費</li> <li>2 教育委員会費</li> <li>3 小学校費</li> <li>4 中学校費</li> <li>5 高等学校費</li> <li>6 大学費</li> <li>7 特別支援学校費</li> <li>8 学校教育費</li> <li>9 社会教育費</li> <li>10 私学振興費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>243,592,172</li> <li>7,628</li> <li>13,630,073</li> <li>63,680,691</li> <li>40,171,330</li> <li>64,065,118</li> <li>6,366,662</li> <li>25,324,713</li> <li>2,133,752</li> <li>1,209,620</li> <li>27,002,585</li> </ul>
11 災害対策費	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産施設災害復旧費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>8,120,001</li> <li>2,023,000</li> </ul>

	2 土木施設災害復旧費	5,984,000
	3 災害対策諸費	113,001
1 2 公債費		187,146,000
	1 公債費	187,146,000
1 3 諸支出金		208,143,000
	1 公営企業費	56,000
	2 地方消費税清算金	82,703,000
	3 所得割交付金	28,540,000
	4 利子割交付金	862,000
	5 配当割交付金	2,823,000
	6 株式等譲渡所得割交付金	2,087,000
	7 地方消費税交付金	69,829,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	1,854,000
	9 自動車取得税交付金	4,368,000
	1 0 軽油引取税交付金	11,420,000
	1 1 利子割精算金	1,000
	1 2 県税還付金	3,600,000
1 4 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳 出 合 計		1,205,800,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 消防防災ヘリコプター取得契約	平成29年度から 平成30年度まで	2,700,000千円 ( 取得予定額 2,700,000千円 ) ( 平成29年度計上予算額 0千円 )
2 袋井公舎解体工事契約	平成29年度から 平成30年度まで	40,000千円 ( 工事予定額 50,261千円 ) ( 平成29年度計上予算額 10,261千円 )
3 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成29年度から 平成39年度まで	元金1,176,000,000千円に利子を加えた額
4 東館中央監視装置更新工事契約	平成29年度から 平成30年度まで	140,000千円 ( 工事予定額 200,000千円 ) ( 平成29年度計上予算額 60,000千円 )
5 藤枝総合庁舎空調設備改修工事契約	平成29年度から 平成30年度まで	49,000千円 ( 工事予定額 56,673千円 ) ( 平成29年度計上予算額 7,673千円 )
6 防災・減災強化資金（耐震補強TOUKAI-0型）の利子補給	平成29年度から 平成44年度まで	47,451千円
7 環境衛生科学研究所移転整備事業用地造成工事契約	平成29年度から 平成30年度まで	18,000千円 ( 工事予定額 30,000千円 ) ( 平成29年度計上予算額 12,000千円 )
8 環境衛生科学研究所移転整備事業に係る補償契約	平成29年度から 平成32年度まで	344,000千円 ( 補償予定額 1,146,000千円 ) ( 平成29年度計上予算額 802,000千円 )

9 日本平山頂シンボル施設建築工事監理業務委託契約	平成29年度から 平成30年度まで	13,000千円 ( 委託予定額 21,000千円 ) ( 平成29年度計上予算額 8,000千円 )
10 日本平山頂シンボル施設建築工事契約	平成29年度から 平成30年度まで	431,000千円 ( 工事予定額 722,490千円 ) ( 平成29年度計上予算額 291,490千円 )
11 日本平山頂シンボル施設展示工事契約	平成29年度から 平成30年度まで	47,000千円 ( 工事予定額 78,000千円 ) ( 平成29年度計上予算額 31,000千円 )
12 富士山静岡空港手荷物搬送設備等設置工事契約	平成29年度から 平成30年度まで	73,000千円 ( 工事予定額 110,600千円 ) ( 平成29年度計上予算額 37,600千円 )
13 吉原林間学園建築工事契約	平成29年度から 平成30年度まで	1,261,000千円 ( 工事予定額 2,101,000千円 ) ( 平成29年度計上予算額 840,000千円 )
14 東部看護専門学校校舎改修・増築工事契約	平成29年度から 平成30年度まで	73,000千円 ( 工事予定額 97,000千円 ) ( 平成29年度計上予算額 24,000千円 )
15 陽子線治療費に対する利子補給	平成29年度から 平成34年度まで	750千円
16 新エネ・省エネ設備等導入促進資金（新エネ設備特別型）の利子補給	平成29年度から 平成39年度まで	10,000千円
17 水産技術研究所移転業務委託契約	平成29年度から 平成30年度まで	47,000千円 ( 委託予定額 47,600千円 ) ( 平成29年度計上予算額 600千円 )
18 水産技術研究所伊豆分場庁舎等建築工事契約	平成29年度から 平成31年度まで	764,000千円 ( 工事予定額 850,000千円 ) ( 平成29年度計上予算額 86,000千円 )

19 離職者等再就職支援事業委託契約	平成29年度から 平成30年度まで	80,000千円 ( 委託予定額 137,000千円 ) 平成29年度計上予算額 57,000千円
20 技術専門学校障害者再就職支援事業委託契約	平成29年度から 平成30年度まで	520千円 ( 委託予定額 780千円 ) 平成29年度計上予算額 260千円
21 静岡県信用保証協会に対する損失補償	平成29年度から 平成45年度まで	680,000千円
22 静岡県中小企業向制度融資に係る利子補給	平成29年度から 平成44年度まで	3,243,000千円
23 産業成長促進資金に係る利子補給	平成29年度から 平成39年度まで	720,000千円
24 地方卸売市場近代化資金の利子補給	平成29年度から 平成35年度まで	700千円
25 公益社団法人静岡県農業振興公社が行う農地売買等事業の資金の損失補償	平成29年度から 平成35年度まで	167,000千円
26 公益社団法人静岡県農業振興公社が行う農地中間管理事業の条件整備資金の損失補償	平成29年度から 平成40年度まで	156,000千円
27 農業振興資金の利子補給	平成29年度から 平成50年度まで	220,000千円
28 林業近代化資金の利子補給	平成29年度から 平成34年度まで	23千円
29 水産業振興資金の利子補給	平成29年度から 平成50年度まで	363,000千円

30 県単独道路施設小規模修繕等業務委託契約	平成29年度から 平成30年度まで	400,000千円 (委託予定額 1,500,000千円) (平成29年度計上予算額 1,100,000千円)
31 道路事業橋梁点検業務委託契約	平成29年度から 平成30年度まで	300,000千円 (委託予定額 400,000千円) (平成29年度計上予算額 100,000千円)
32 道路事業工事契約（一般国道135号ほか92件）	平成29年度から 平成31年度まで	17,646,000千円 (工事予定額 26,290,000千円) (平成29年度計上予算額 8,644,000千円)
33 道路事業工事委託契約（一般国道136号ほか4件）	平成29年度から 平成31年度まで	1,500,000千円 (委託予定額 1,840,000千円) (平成29年度計上予算額 340,000千円)
34 県単独交通安全施設修繕業務委託契約	平成29年度から 平成30年度まで	50,000千円 (委託予定額 200,000千円) (平成29年度計上予算額 150,000千円)
35 県単独道路事業工事契約（一般国道136号ほか7件）	平成29年度から 平成30年度まで	620,000千円 (工事予定額 1,190,000千円) (平成29年度計上予算額 570,000千円)
36 静岡県土地開発公社事業資金による道路事業等国庫補助事業用地譲受契約	平成29年度から 平成33年度まで	静岡県土地開発公社が、平成29年度において借り受ける事業資金1,035,000千円の範囲内で取得する土地を、県は、道路事業等国庫補助事業用地として譲り受けるものとし、投資額に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を、平成33年度までに支払う。
37 静岡県土地開発公社が行う道路事業等国庫補助事業用地の先買い資金の債務保証	平成29年度から 平成33年度まで	静岡県土地開発公社が、平成29年度において金融機関等から、道路事業等国庫補助事業用地の先買い資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、1,035,000千円に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を限度とする。

38 静岡県道路公社が行う有料道路建設資金の債務保証	平成29年度から平成35年度まで	静岡県道路公社が、平成29年度において金融機関等から有料道路建設資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、156,000千円に利子を加えた額を限度とする。						
39 奥野ダム維持管理委託契約	平成29年度から平成30年度まで	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">18,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">（委託予定額</td> <td style="text-align: right;">25,000千円）</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">平成29年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">7,000千円</td> </tr> </table>		18,000千円	（委託予定額	25,000千円）	平成29年度計上予算額	7,000千円
	18,000千円							
（委託予定額	25,000千円）							
平成29年度計上予算額	7,000千円							
40 河川事業設計業務委託契約（沼川）	平成29年度から平成30年度まで	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">50,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">（委託予定額</td> <td style="text-align: right;">70,000千円）</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">平成29年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">20,000千円</td> </tr> </table>		50,000千円	（委託予定額	70,000千円）	平成29年度計上予算額	20,000千円
	50,000千円							
（委託予定額	70,000千円）							
平成29年度計上予算額	20,000千円							
41 太田川ダム小水力発電設備工事契約	平成29年度から平成31年度まで	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">340,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">（工事予定額</td> <td style="text-align: right;">460,000千円）</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">平成29年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">120,000千円</td> </tr> </table>		340,000千円	（工事予定額	460,000千円）	平成29年度計上予算額	120,000千円
	340,000千円							
（工事予定額	460,000千円）							
平成29年度計上予算額	120,000千円							
42 河川事業工事契約（梅の木沢川ほか13件）	平成29年度から平成31年度まで	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">2,098,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">（工事予定額</td> <td style="text-align: right;">3,176,000千円）</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">平成29年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">1,078,000千円</td> </tr> </table>		2,098,000千円	（工事予定額	3,176,000千円）	平成29年度計上予算額	1,078,000千円
	2,098,000千円							
（工事予定額	3,176,000千円）							
平成29年度計上予算額	1,078,000千円							
43 河川事業等用地補償契約	平成29年度から平成30年度まで	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right;">199,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">（用地補償予定額</td> <td style="text-align: right;">543,000千円）</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black;">平成29年度計上予算額</td> <td style="text-align: right;">344,000千円</td> </tr> </table>		199,000千円	（用地補償予定額	543,000千円）	平成29年度計上予算額	344,000千円
	199,000千円							
（用地補償予定額	543,000千円）							
平成29年度計上予算額	344,000千円							
44 静岡県土地開発公社事業資金による河川事業等県単独事業用地譲受契約	平成29年度から平成33年度まで	静岡県土地開発公社が、平成29年度において借り受ける事業資金1,282,000千円の範囲内で取得する土地を、県は、河川事業等県単独事業用地として譲り受けるものとし、投資額に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を、平成33年度までに支払う。						

45 静岡県土地開発公社が行う河川事業等県単独事業用地の先買い資金の債務保証	平成29年度から平成33年度まで	静岡県土地開発公社が、平成29年度において金融機関等から、河川事業等県単独事業用地の先買い資金の融通を受ける場合、県は、金融機関等に対して債務を保証する。 ただし、債務保証の総額は、1,282,000千円に県が定める限度利率以内の利子を加えた額を限度とする。
46 津波対策施設等整備事業（海岸）工事契約	平成29年度から平成31年度まで	1,250,000千円 （工事予定額 1,450,000千円） （平成29年度計上予算額 200,000千円）
47 港湾施設小規模修繕等業務委託契約	平成29年度から平成30年度まで	7,500千円 （委託予定額 30,000千円） （平成29年度計上予算額 22,500千円）
48 港湾事業工事契約（田子の浦港ほか2件）	平成29年度から平成30年度まで	540,000千円 （工事予定額 910,000千円） （平成29年度計上予算額 370,000千円）
49 漁港施設小規模修繕等業務委託契約	平成29年度から平成30年度まで	10,000千円 （委託予定額 40,000千円） （平成29年度計上予算額 30,000千円）
50 街路事業設計業務委託契約（焼津広幡線）	平成29年度から平成30年度まで	20,000千円 （委託予定額 30,000千円） （平成29年度計上予算額 10,000千円）
51 街路事業工事契約（池田柵線ほか3件）	平成29年度から平成31年度まで	1,070,000千円 （工事予定額 1,380,000千円） （平成29年度計上予算額 310,000千円）
52 愛鷹広域公園野球場バリアフリー化工事契約	平成29年度から平成30年度まで	80,000千円 （工事予定額 203,600千円） （平成29年度計上予算額 123,600千円）

53 小笠山総合運動公園中央監視設備更新工事契約	平成29年度から 平成30年度まで	225,000千円  ( 工事予定額 454,500千円 ) 平成29年度計上予算額 229,500千円
54 農業農村整備事業等工事契約 (県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業新田排水機場保全地区ほか10件)	平成29年度から 平成34年度まで	8,077,000千円  ( 工事予定額 8,802,000千円 ) 平成29年度計上予算額 725,000千円
55 交通総合システム開発基本設計策定業務委託契約	平成29年度から 平成30年度まで	11,250千円  ( 委託予定額 11,250千円 ) 平成29年度計上予算額 0千円
56 交番・駐在所建築工事契約 (三島警察署三島駅前交番ほか5件)	平成29年度から 平成30年度まで	296,000千円  ( 工事予定額 326,000千円 ) 平成29年度計上予算額 30,000千円
57 (仮称) 浜松西警察署庁舎建築工事契約	平成29年度から 平成30年度まで	1,935,000千円  ( 工事予定額 2,041,000千円 ) 平成29年度計上予算額 106,000千円
58 教育総合ネットワークシステムサーバ機器等賃貸借契約	平成29年度から 平成34年度まで	259,700千円  ( 賃貸借予定額 288,600千円 ) 平成29年度計上予算額 28,900千円
59 特別支援学校グラウンド整備工事契約 (東部特別支援学校)	平成29年度から 平成30年度まで	191,000千円  ( 工事予定額 191,000千円 ) 平成29年度計上予算額 0千円
60 農林水産業災害対策資金の利子補給	平成29年度から 平成35年度まで	782千円

第 3 表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地震対策事業費	千円 602,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は一般歳入又はその他の収入をもって支弁する。
出先機関庁舎等整備費	902,000	又は	以 内	
水道事業会計出資金	56,000	証券発行		
地震防災事業費	506,000	(他の地		
環境衛生科学研究所整備費	210,000	方公共団		
県民の森整備事業費	35,000	体との共		
森林公園整備費	104,000	同発行を		
公有林整備費	63,000	含む)		
大井川広域水道企業団出資金	39,000			
文化学術施設整備事業費	1,840,000			
観光施設整備事業費	356,000			
空港整備事業費	1,199,000			
社会福祉会館整備事業費	22,000			
老人福祉施設整備事業費	1,295,000			
児童福祉施設整備事業費	657,000			
障害者施設整備事業費	56,000			
地方独立行政法人静岡県立病院 機構事業費	9,233,000			
水産技術研究所等整備費	903,000			
労政会館施設整備費	8,000			
産業経済会館施設整備費	17,000			
ファルマバレープロジェクト 機能強化事業費	75,000			
林道事業費	430,000			
臨時林道整備事業費	124,000			
治山事業費	1,534,000			
沿岸漁場整備費	59,000			
道路事業費	810,000			
臨時県道整備事業費	14,971,000			
河川事業費	4,105,000			
臨時河川整備事業費	2,873,000			
海岸保全事業費	695,000			
自然災害防止事業費	1,074,000			
砂防事業費	2,201,000			

港 灣 事 業 費	1,288,000			
漁 港 整 備 費	503,000			
漁 港 海 岸 保 全 費	74,000			
都 市 公 園 整 備 費	461,000			
土 地 改 良 事 業 費	1,525,000			
耕 地 災 害 防 止 施 設 費	684,000			
警 察 施 設 整 備 費	708,000			
臨 時 高 等 學 校 施 設 整 備 費	645,000			
特 別 支 援 學 校 施 設 整 備 費	993,000			
縣 有 施 設 改 善 事 業 費	2,323,000			
國 直 轄 治 山 事 業 費	317,000			
國 直 轄 道 路 事 業 費	5,015,000			
國 直 轄 河 川 事 業 費	1,123,000			
國 直 轄 海 岸 保 全 事 業 費	787,000			
國 直 轄 砂 防 事 業 費	1,444,000			
國 直 轄 港 灣 事 業 費	1,246,000			
國 直 轄 土 地 改 良 事 業 費	514,000			
現 年 災 害 農 林 水 產 施 設 復 旧 費	398,000			
過 年 災 害 土 木 復 旧 費	83,000			
現 年 災 害 土 木 復 旧 費	2,089,000			
國 直 轄 災 害 復 旧 費	120,000			
臨 時 財 政 對 策	78,000,000			
計	147,394,000			

第 2 号議案

## 平成29年度静岡県公債管理特別会計予算

平成29年度静岡県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ425,351,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		2,727,000
	1 財産運用収入	2,727,000
2 繰入金		262,424,000
	1 一般会計繰入金	186,599,000
	2 基金繰入金	75,825,000
3 県債		160,200,000
	1 県債	160,200,000
歳入合計		425,351,000

歲 出

款	項	金 額
1 公債費		425,351,000
	1 公債費	425,351,000
歲 出 合 計		425,351,000

第 3 号 議 案

## 平成29年度静岡県自動車税等証紙徴収事務特別会計予算

平成29年度静岡県の自動車税等証紙徴収事務特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,584,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙収入	1 証紙収入	4,584,000
歳 入 合 計		4,584,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰出金		4,584,000
	1 一般会計繰出金	4,584,000
歳 出 合 計		4,584,000

## 平成29年度静岡県県営住宅事業特別会計予算

平成29年度静岡県の県営住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,613,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(県 債)

第 3 条 法第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 県債」による。

## 第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		4,295,861
	1 使用料	4,295,861
2 国庫支出金		2,826,797
	1 国庫補助金	2,826,797
3 財産収入		35,849
	1 財産運用収入	35,849
4 繰入金		2,937,966
	1 一般会計繰入金	1,411,000
	2 基金繰入金	1,526,966
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		95,527
	1 雑入	95,527
7 県債		3,420,000
	1 県債	3,420,000
歳 入 合 計		13,613,000

歳 出

款	項	金 額
1 県営住宅事業費		10,101,961
	1 県営住宅管理費	3,609,341
	2 県営住宅整備費	6,410,650
	3 積立金	81,970
2 公債費		3,441,039
	1 公債費	3,441,039
3 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		13,613,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
1 県営住宅総合再生整備事業 設計業務委託契約（吉川団地 ほか 4 件）	平成29年度から 平成30年度まで	（委託予定額 平成29年度計上予算額	99,000千円 144,000千円） 45,000千円
2 県営住宅総合再生整備事業 工事契約（長田東団地ほか 3 件）	平成29年度から 平成30年度まで	（工事予定額 平成29年度計上予算額	2,338,000千円 2,390,000千円） 52,000千円

第 3 表

## 県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅建設費	千円 3,131,000	普通貸借 又は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	3,131,000			

## 平成29年度静岡県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成29年度静岡県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ666,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		54,000
	1 一般会計繰入金	54,000
2 繰越金		19,845
	1 繰越金	19,845
3 諸収入		484,155
	1 預金利子	2
	2 貸付金元利収入	478,143
	3 雑入	6,010
4 県債		108,000
	1 県債	108,000
歳 入 合 計		666,000

歲 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金費		666,000
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	662,900
	2 諸費	3,100
歲 出 合 計		666,000

第 2 表

## 県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	千円 108,000	普通貸借	無利子	政府の定める融資条件による。
計	108,000			

## 平成29年度静岡県心身障害者扶養共済事業特別会計予算

平成29年度静岡県の心身障害者扶養共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ662,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## 第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国庫支出金		118,591
	1 国庫補助金	118,591
2 繰入金		126,545
	1 一般会計繰入金	126,545
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		416,863
	1 預金利子	1
	2 雑入	416,862
歳 入 合 計		662,000

歳 出

款	項	金 額
1 扶養共済事業費		661,850
	1 扶養年金費	657,844
	2 諸費	4,006
2 予備費		150
	1 予備費	150
歳 出 合 計		662,000

第 7 号議案

## 平成29年度静岡県中小企業高度化資金貸付事業等特別会計予算

平成29年度静岡県の中小企業高度化資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,951,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(県 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 県債」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		293,664
	1 一般会計繰入金	293,664
2 繰越金		531,567
	1 繰越金	531,567
3 諸収入		8,758,384
	1 預金利子	2
	2 貸付金元利収入	8,758,155
	3 雑入	227
4 県債		1,367,385
	1 県債	1,367,385
歳 入 合 計		10,951,000

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業高度化等事業費		2,345,730
	1 中小企業高度化資金等貸付金	1,710,542
	2 諸費	22,993
	3 一般会計繰出金	612,195
2 公債費		8,605,270
	1 公債費	8,605,270
歳 出 合 計		10,951,000

第 2 表

## 県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中小企業高度化資金等貸付金	千円 1,367,385	普通貸借	10.0 % 以 内	独立行政法人中小企業基盤整備機構 の定める融資条件による。
計	1,367,385			

## 平成29年度静岡県林業改善資金特別会計予算

平成29年度静岡県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ398,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰越金		235,446
	1 繰越金	235,446
2 諸収入		162,554
	1 預金利子	774
	2 貸付金元利収入	109,823
	3 雑入	51,957
歳 入 合 計		398,000

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金費		192,948
	1 林業改善資金貸付金	40,000
	2 木材産業等高度化推進資金貸付金	100,000
	3 諸費	978
	4 木材産業等高度化資金借入金償還金	50,015
	5 一般会計繰出金	1,955
2 予備費		205,052
	1 予備費	205,052
歳 出 合 計		398,000

## 平成29年度静岡県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成29年度静岡県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ187,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		1,113
	1 一般会計繰入金	1,113
2 繰越金		149,004
	1 繰越金	149,004
3 諸収入		36,883
	1 預金利子	478
	2 貸付金元金収入	36,404
	3 雑入	1
歳 入 合 計		187,000

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金費		66,113
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	65,000
	2 諸費	1,113
2 予備費		120,887
	1 予備費	120,887
歳 出 合 計		187,000

## 平成29年度静岡県清水港等港湾整備事業特別会計予算

平成29年度静岡県の清水港等港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,523,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 法第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 県債」による。

## 第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		2,768,783
	1 使用料	2,768,783
2 財産収入		3,991,477
	1 財産運用収入	297,477
	2 財産売払収入	3,694,000
3 繰入金		75,000
	1 一般会計繰入金	75,000
4 諸収入		99,740
	1 貸付金元利収入	24,816
	2 雑入	74,924
5 県債		2,588,000
	1 県債	2,588,000
歳 入 合 計		9,523,000

歲 出

款	項	金 額
1 港湾事業費		6,195,908
	1 港湾管理費	1,928,348
	2 施設整備費	1,663,000
	3 積立金	2,593,000
	4 一般会計繰出金	11,560
2 公債費		3,317,092
	1 公債費	3,317,092
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歲 出 合 計		9,523,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
港湾施設小規模修繕等業務委託契約	平成29年度から 平成30年度まで	( 委託予定額 平成29年度計上予算額	10,000千円 40,000千円) 30,000千円)

第 3 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清 水 港 施 設 整 備 費	千円 2,061,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
清 水 港 埠 頭 整 備 費	158,000	又 は	以 内	
田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	106,000	証 券 発 行		
御 前 崎 港 施 設 整 備 費	263,000			
計	2,588,000			

## 平成29年度静岡県流域下水道事業特別会計予算

平成29年度静岡県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,916,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(県債)

第3条 法第230条第1項の規定により、起こすことができる県債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 県債」による。

## 第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		2,582,072
	1 負担金	2,582,072
2 使用料及び手数料		121
	1 使用料	121
3 国庫支出金		506,800
	1 国庫補助金	506,800
4 繰入金		1,556,969
	1 一般会計繰入金	1,556,969
5 諸収入		1,005,038
	1 雑入	1,005,038
6 県債		265,000
	1 県債	265,000
歳 入 合 計		5,916,000

歲 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		4,490,309
	1 流域下水道管理費	3,512,739
	2 流域下水道建設費	977,570
2 公債費		1,422,691
	1 公債費	1,422,691
3 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歲 出 合 計		5,916,000

第 2 表

## 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度	額
1 流域下水道事業企業会計導入事業業務委託契約	平成29年度から 平成30年度まで	( 委託予定額 平成29年度計上予算額	17,000千円 54,000千円 37,000千円
2 流域下水道事業下水汚泥処理業務委託契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	平成29年度から 平成30年度まで	( 委託予定額 平成29年度計上予算額	496,000千円 496,000千円 0千円
3 流域下水道事業道路管理業務委託契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	平成29年度から 平成30年度まで	( 委託予定額 平成29年度計上予算額	4,000千円 14,000千円 10,000千円
4 流域下水道事業工事契約（狩野川東部流域下水道ほか1件）	平成29年度から 平成30年度まで	( 工事予定額 平成29年度計上予算額	624,000千円 1,089,000千円 465,000千円

第 3 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
狩野川東部流域下水道事業費	千円 129,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
狩野川西部流域下水道事業費	136,000	又 は 証券発行	以 内	
計	265,000			

## 平成29年度静岡県物品調達事務等特別会計予算

平成29年度静岡県の物品調達事務等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,459,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算  
 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸収入	1 諸収入	2,459,000
	2 雑入	2,457,733
		1,267
歳 入 合 計		2,459,000

歲 出

款	項	金 額
1 集中管理費		2,459,000
	1 集中管理費	2,459,000
歲 出 合 計		2,459,000

## 平成29年度静岡県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度静岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 総配水量	277,994,723 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(ア) 柿田川工業用水道	36,501,549 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(イ) 富士川工業用水道	37,555,215 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(ウ) 東駿河湾工業用水道	147,505,536 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(エ) 静清工業用水道	19,073,380 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(オ) 中遠工業用水道	15,710,339 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(カ) 西遠工業用水道	15,510,824 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(キ) 湖西工業用水道	6,137,880 <sup>m<sup>3</sup></sup>
2 1日平均配水量	761,629 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(ア) 柿田川工業用水道	100,004 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(イ) 富士川工業用水道	102,891 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(ウ) 東駿河湾工業用水道	404,125 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(エ) 静清工業用水道	52,256 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(オ) 中遠工業用水道	43,042 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(カ) 西遠工業用水道	42,495 <sup>m<sup>3</sup></sup>
(キ) 湖西工業用水道	16,816 <sup>m<sup>3</sup></sup>
3 給水工場数	349か所
(ア) 柿田川工業用水道	4か所
(イ) 富士川工業用水道	10か所
(ウ) 東駿河湾工業用水道	100か所

（エ） 静 清 工 業 用 水 道	73か所
（オ） 中 遠 工 業 用 水 道	56か所
（カ） 西 遠 工 業 用 水 道	84か所
（キ） 湖 西 工 業 用 水 道	22か所
4 建 設 改 良 事 業	2,173,000千円
（ア） 富 士 川 工 業 用 水 道	290,726千円
（イ） 東 駿 河 湾 工 業 用 水 道	665,082千円
（ウ） 静 清 工 業 用 水 道	662,018千円
（エ） 中 遠 工 業 用 水 道	256,776千円
（オ） 西 遠 工 業 用 水 道	147,200千円
（カ） 湖 西 工 業 用 水 道	151,198千円

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	工 業 用 水 道 事 業 収 益	4,775,921千円
第1項	営 業 収 益	4,538,223千円
第2項	営 業 外 収 益	178,762千円
第3項	特 別 利 益	58,936千円

支 出

第1款	工 業 用 水 道 事 業 費 用	4,604,174千円
第1項	営 業 費 用	4,320,706千円
第2項	営 業 外 費 用	279,913千円
第3項	特 別 損 失	555千円
第4項	予 備 費	3,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,355,747千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額156,586千円、建設

改良積立金9,259千円及び過年度分損益勘定留保資金2,189,902千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	833,079千円
第1項	企 業 債	684,000千円
第2項	国 庫 補 助 金	75,200千円
第3項	補 償 金	9,300千円
第4項	負 担 金	63,061千円
第5項	固 定 資 産 売 却 代 金	1,518千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	3,188,826千円
第1項	建 設 改 良 費	2,173,000千円
第2項	固 定 資 産 取 得 費	3,965千円
第3項	企 業 債 償 還 金	1,011,861千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 富士川工業用水道事業工事契約（滝戸監視所電気設備改築工事（監視制御盤）ほか1件）	平成29年度から 平成30年度まで	35,000千円 （工事予定額 60,000千円） （平成29年度計上予算額 25,000千円）
2 東駿河湾工業用水道事業工事契約（厚原浄水場配水池耐震補強工事）	平成29年度から 平成30年度まで	140,000千円 （工事予定額 140,000千円） （平成29年度計上予算額 0千円）
3 静清工業用水道事業工事契約（上原配水池耐震補強工事ほか1件）	平成29年度から 平成30年度まで	520,000千円 （工事予定額 640,000千円） （平成29年度計上予算額 120,000千円）

4 中遠工業用水道事業工事契約（寺谷取水場高圧受電設備改築工事）	平成29年度から 平成30年度まで	112,000千円  （工事予定額 112,000千円） 平成29年度計上予算額 0千円）
----------------------------------	----------------------	--

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
富士川工業用水道建設費	千円 125,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。  ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。  償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
静清工業用水道建設費	340,000	又は	以内	
中遠工業用水道建設費	129,000	証券発行		
西遠工業用水道建設費	54,000			
湖西工業用水道建設費	36,000			
計	684,000			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 641,345千円

(2) 交際費 100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、25,300千円と定める。

## 平成29年度静岡県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度静岡県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	総配水量	78,146,500m <sup>3</sup>
	(ア) 駿豆水道	12,556,000m <sup>3</sup>
	(イ) 榛南水道	5,365,500m <sup>3</sup>
	(ウ) 遠州水道	60,225,000m <sup>3</sup>
2	1日平均配水量	214,100m <sup>3</sup>
	(ア) 駿豆水道	34,400m <sup>3</sup>
	(イ) 榛南水道	14,700m <sup>3</sup>
	(ウ) 遠州水道	165,000m <sup>3</sup>
3	給水対象数	10市町
	(ア) 駿豆水道	3市町
	(イ) 榛南水道	2市
	(ウ) 遠州水道	5市町
4	建設改良事業	2,425,000千円
	(ア) 駿豆水道	485,529千円
	(イ) 榛南水道	376,216千円
	(ウ) 遠州水道	1,563,255千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	
第1款	水道事業収益	6,977,000千円

第1項	営業収益	6,467,773千円
第2項	営業外収益	509,227千円
	支出	
第1款	水道事業費用	6,233,614千円
第1項	営業費用	5,706,433千円
第2項	営業外費用	524,181千円
第3項	予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,041,386千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額169,352千円、建設改良積立金133,192千円及び過年度分損益勘定留保資金2,738,842千円で補填するものとする。）。

	収入	
第1款	資本的収入	578,000千円
第1項	企業債	366,000千円
第2項	出資金	56,000千円
第3項	補助金	156,000千円
	支出	
第1款	資本的支出	3,619,386千円
第1項	建設改良費	2,425,000千円
第2項	固定資産取得費	17,246千円
第3項	企業債償還金	1,177,140千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
遠州広域水道用水供給事業工事契約（都田浄水場薬品注入設備更新工事ほか4件）	平成29年度から 平成30年度まで	986,000千円 ( 工事予定額 1,078,000千円 ) ( 平成29年度計上予算額 92,000千円 )

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
駿豆水道建設費 榛南水道建設費 遠州水道建設費	千円 23,000 157,000 186,000	普通貸借 又 は 証券発行	10.0% 以 内	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦若しくは満期一括で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
計	366,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費            668,235千円

(2) 交      際      費            100千円

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、14,371千円と定める。

## 平成29年度静岡県地域振興整備事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度静岡県地域振興整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	開 発 整 備	開 発 面 積	366,200㎡
2	開 発 土 地 供 給	供 給 面 積	17,810㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	開 発 整 備 事 業 収 益	107,826千円
第1項	営 業 収 益	81,807千円
第2項	営 業 外 収 益	19千円
第3項	特 別 利 益	26,000千円
支 出		
第1款	開 発 整 備 事 業 費 用	383,000千円
第1項	営 業 費 用	197,578千円
第2項	営 業 外 費 用	182,422千円
第3項	予 備 費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,894,826千円は、過年度分損益勘定留保資金1,894,826千円で補填するものとする。）。

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	937,174千円
第1項	負 担 金	24,824千円

第2項	浜松坪井地区事業収入	8,000千円
第3項	長泉南一色地区事業収入	132,500千円
第4項	清水町久米田地区事業収入	55,400千円
第5項	森中川下地区事業収入	216,450千円
第6項	新規用地事業収入	500,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2,832,000千円
第1項	建 設 改 良 費	2,832,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 小山湯船原工業団地工事契約（植栽工事等）	平成29年度から 平成30年度まで	360,000千円  （工事予定額 540,000千円） （平成29年度計上予算額 180,000千円）
2 森中川下工業用地工事契約（基盤造成工事）	平成29年度から 平成30年度まで	85,000千円  （工事予定額 170,000千円） （平成29年度計上予算額 85,000千円）

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費           123,986千円
- (2) 交 際 費                100千円

## 平成29年度静岡県立静岡がんセンター事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度静岡県立静岡がんセンター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 事業計画	(1) 病床数	607床
	一般病床	607床
	(2) 患者数	
	年間延患者数	499,520人
	外来患者	300,120人
	入院患者	199,400人
	1日平均患者数	1,776人
	外来患者	1,230人
	入院患者	546人
2 建設計画	(1) 建設改良工事	86,235千円
	(2) 器械器具及び備品購入	946,551千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病院事業収益	33,549,615千円
第1項	医業収益	26,187,737千円
第2項	医業外収益	7,360,878千円
第3項	特別利益	1,000千円
第2款	研究所事業収益	774,321千円
第1項	研究所収益	774,321千円

支 出

第1款	病 院 事 業 費 用	33,521,684千円
第1項	医 業 費 用	32,157,922千円
第2項	医 業 外 費 用	1,361,762千円
第3項	特 別 損 失	2,000千円
第2款	研 究 所 事 業 費 用	958,881千円
第1項	研 究 所 費 用	958,881千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,534,069千円は、過年度分損益勘定留保資金3,534,069千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	病 院 資 本 的 収 入	1,441,945千円
第1項	企 業 債	890,000千円
第2項	基 金 繰 入 金	1,000千円
第3項	受 託 金	50,945千円
第4項	投 資 有 価 証 券 償 還 金	500,000千円
第2款	研 究 所 資 本 的 収 入	226,421千円
第1項	企 業 債	52,000千円
第2項	他 会 計 負 担 金	849千円
第3項	受 託 金	32,400千円
第4項	出 資 金	141,172千円

支 出

第1款	病 院 資 本 的 支 出	4,976,013千円
第1項	建 設 改 良 費	947,537千円
第2項	企 業 債 償 還 金	3,963,676千円
第3項	長 期 貸 付 金	64,800千円
第2款	研 究 所 資 本 的 支 出	226,422千円
第1項	建 設 改 良 費	85,249千円

第2項 企業債償還金 141,173千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
静岡がんセンター医療機器整備費	千円 890,000	普通貸借	10.0%	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは元金不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、県財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換えすることができる。 償還財源は、事業収入又はその他の収入をもって支弁する。
静岡がんセンター研究所整備費	52,000	又は 証券発行	以内	
計	942,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 11,940,572千円

(他会計からの補助金)

第9条 収益的支出のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、483,591千円である。

(棚卸資産購入限度額)

第10条 棚卸資産の購入限度額は、12,754,338千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器械備品	磁気共鳴画像診断装置	1